

一般廃棄物収集運搬業許可証

コピー厳禁

住所 岐阜県可児市下恵土一丁目39番地
氏名 株式会社 橋本
代表取締役 橋本 和彦 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者であることを証明します。

令和4年3月19日

東白川村長 今井 俊



記

1. 事業の範囲（取り扱う一般廃棄物の種類）

- ①事業に伴って生じる一般廃棄物
- ②特定家庭用機器廃棄物
- ③村の収集運搬委託を除く一般廃棄物
- ④引っ越しに伴う一般廃棄物

2. 許可期間

令和4年4月1日 から 令和6年3月31日 まで（2年間）

3. 許可条件

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他の関係法令の規定を遵守すること。
- ・東白川村一般廃棄物処理計画に従い収集、運搬すること。